

平成 18 年 11 月 27 日

平成 12 年 改正 少年 法 に 関 す る 意 見

被害者支援都民センター

平成 12 年に改正された少年法によって、より実態に即した運用が可能になったことは事実であり、今後、より積極的な運用をお願いしたい。

特に、被害者への配慮に関する「被害者等の意見聴取」「被害者等による記録の閲覧・謄写」「被害者等に対する通知」制度については、犯罪被害者等基本計画、重点課題に係る具体的施策、第 3-1-(8)「少年保護事件に関する意見の聴取等各種制度の周知徹底」の中で明記されているとおり、更に積極的な推進をお願いしたい。

1 少年審判の傍聴について

- (1) 犯罪被害者等基本計画では、重点課題に係る具体的施策、第 3-1-(9)の中で「法務省において、平成 12 年の少年法の一部を改正する法律附則第 3 条により、同法施行後 5 年を経過した場合に行う検討において、少年審判の傍聴の可否を含め、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた検討を行い、その結論に従った施策を実施する」旨、明記されている。

また、犯罪被害者等基本法第 3 条第 1 項に示された、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられその尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」旨の規定は、犯人が成人であるか少年であるかによって差別されるべきではないと思料される。

従って

少年審判規則第 29 条（在席の許可）に、「審判の席には、少年の親族、教員及び被害者等の在席を許すことができる」旨、明記していただきたい。

- (2) ここに、一人の犯罪被害者遺族の手記を紹介する。（「もう一度会いたい第 3 集」村井玲子さんの手記）

この手記の中には、現行少年法の矛盾点が生の言葉で述べられている。そして、これは一人村井さんのみならず、少年によって被害を被った方たち共通の訴えでもある。

村井さんは、

「加害少年らは、遺族の私が知らない間に釈放になっています。人を殺した少年をかばい、もう死んでしまった大切な我が子のことは、何一つ考えてもらえていません」

「法律は未成年を守るが、被害者に対しては何の手助けもされない」等と訴えている。その後、被害者通知制度が制定され、やや緩和された部分があるものの、子供が見ず知らずの者によって殺された母親にとって、「犯人の顔が見たい」「理由が知りたい」「どんな方法で殺したのか」「その時、息子はどうしていたのか」「犯人は今、どんな気持ちでいるのか」等について知りたいという気持ちは、誰もが抱く素朴な心情である。

審判の傍聴が許されない現状にあっては、そういった人間としての自然な願いさえ、かなえられていないのである。

- (3) 「審判席に被害者が入ると少年は心理的に萎縮する」と言った意見がある。

何の理由も無く人を殺した犯人が、未成年というだけで、萎縮することさえ、はばかれるのだろうか。

付添人に付添われ、和気あいあいの雰囲気の中で「良い子」を装い、悲嘆にくれる被害者には一瞥もしない少年に、どれだけの反省が期待できると言うのだろうか。

無残にも我が子を殺害された母親から見れば、なんと不公平な「法の下での平等」をうたった憲法 14 条にも違反する、絶望的な法と言わざるをえない。

- (4) しかしながら一方で、被害者等の視線にも耐えられない資質を持った少年の存在も否定できないであろう。

そういった少年の育成にも配慮しながら、裁判官の裁量により、例えば「裁定合議や検察官が立ち会う審判」での傍聴、非行事実に関する審判と要保護性に関する審判を分離して行い「非行事実に関する審判」での傍聴、「モニターを通して」あるいは「ガラス越し」での傍聴等、審判の内容や、裁判所施設の構造等にも工夫をこらすなど、柔軟な傍聴のあり方について是非検討をお願いしたい。

2 記録の閲覧・謄写について

現行の閲覧・謄写の要件として「損害賠償請求権の行使」と「その他正当な理由がある場合」とされているが、実際には損害賠償請求以外の「正当な理由」を見つけることは難しい。

一方、少年審判規則第 7 条には「付添い人は、審判開始の決定があった後は、保護事件の記録又は証拠物を閲覧することができる」と定められており、この点においても差別の悲哀を感じざるを得ない。

前述の通り、被害者・遺族には「どうしても知りたい」という人間的な感情があり、また、「それを知る権利」が、犯罪被害者等基本法により保障されたのである。ましてや、審判の傍聴が認められていない現状では、なおさらのことである。

被害者・遺族については無条件に、記録の閲覧・謄写が認められるよう改正をお願いしたい。

3 「基本法」の精神に沿った少年法へ

これまで少年法が改正された経緯をみると、少年事件の悪質・巧妙化、低年齢化等からくる「非行事実の認定や処分」のあり方、あるいは「厳罰化」等の部分的な改正であった。

犯罪被害者等基本法が制定され、「被害者の権利の尊重」が明らかにされた今、その精神に沿った基本的な見直しが必要である。

その意味から、例えば少年審判のあり方を規定した同法第 22 条の「審判の方式」について「審判は懇切を旨として和やかに行われなければならない」とされていたところ、平成 12 年の改正により「非行のある少年に対し、自己の非行について内省を促すものとしなければならない」と追加されたとのことであるが、更に「被害者等の心情を共有しつつ」といった文言を挿入するなど、「基本法」の精神を生かしたものにしていきたい。

4 保護観察体制の強化について

少年は可塑性に富むと言われている。逮捕された少年達は、警察官や検察官から説得され、裁判官に諭され、少年院で専門の先生の指導や情操教育を受けた結果、犯行を悔い、反省し、「これからは真面目になろう」と言った気持ちで出所してくるものと思われる。ところがいったん社会に出るや、再び同じ環境、同じ家庭、友人達、場合によっては昔の犯罪グループが待ち受けている。

そして、ここにおいても「可塑性に富む」特徴が発揮され、また元の非行少年に戻ってしまう可能性が大きい。

先般示された「少年法等の一部を改正する法律案」において、

○ 遵守事項を遵守しなかった保護観察中の者に対し、保護観察所の長が警告を発することができる

○ なおその者が遵守事項を遵守せず、保護観察によってはその改善更生をはかることができないと認めるときは、家庭裁判所において少年院送致等の決定をすることができる他、少年院及び保護観察所の長が保護処分中の少年の保護者に対し指導、助言等ができる

こととなったことは喜ばしいことであるが、更に、そういった状態になる以前の、きめ細かな対応が必要である。

最近の報道によれば、

東京都が、少年院を出た子供達の社会復帰に向け、保護司と定期的に意見交換する場を設け、就職先や住居の情報提供などの支援に積極的にかかわっていくべき旨、東京都青少年問題協議会が都知事に答申した。

とのことである。法務省におかれても、各行政機関や民間団体に呼びかけ、保護司活動

の支援組織を確立していただきたい。その中で、当時取調べに当たった警察官や少年院の担当者、少年補導センター、民間の少年補導員等が協力、連携しながら少年を取り巻く環境の浄化をはかるなど、少年が再び非行の道に走らないよう、組織的な対応が必要である。

加えて、被害者等の立場からは、「出所後、どんな生活をしているのだろうか」「謝罪に来る気持ちになっているのだろうか」「逆に、逆恨みでもしていないかどうか」等が、大きな関心事であり、心配の種でもある。

そういった情報を連絡頂けるシステムを、是非作っていただきたい。

5 報道制限規定について

本年8月に発生した山口県高専生殺人事件においても、報道機関によりその対応が分かれている。

少年の実名を報道した立場からは

- ① 容疑者の少年が死亡しており、再生・保護の機会が消滅している
 - ② 容疑者が19歳で成人に近い
 - ③ 犯行が悪質で社会的な影響が大きい
- 等をあげている。

また今後、「拳銃を持って逃走し、再犯のおそれがある」事案なども考えられ、「公共の福祉」「社会防衛」等の観点から、同法第61条の柔軟な改正を願いたい。

また同法第61条には「家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者」と、「容疑段階」の少年については規定されていない点についても整理をお願いしたい。

犯罪被害者・遺族にとっては、「自分が犯罪によって被害を被った」ことが全てであり、犯人が成人であるか少年であるかということについては、あまり意味を持たない。

むしろ、犯人が少年であったが故に、「少年の健全育成」や「保護・更生」といった壁に阻まれ、戸惑いを感じるものがしばしばである。

その度に感じることは「犯人の少年には未来がある」が、「殺された少年には、もはや未来は無い」ということである。

「犯罪被害者等の権利の尊重」が明記された「犯罪被害者等基本法」並びに「犯罪被害者等基本計画」の精神に沿った改正を是非お願いしたい。